

環創環評第 298 号

平成 30 年 2 月 1 日

国土交通省関東地方整備局

局長 泊 宏 様

横浜市長 林 文 子



横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業に係る
環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見

平成29年10月20日付けで送付された「横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業 環境影響評価方法書」について、環境影響評価法第10条第4項に基づき、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり述べます。

担当 環境創造局政策調整部環境影響評価課

黒澤、荒木、岩本

電話 045-671-2495 FAX 045-663-7831

環創環評第 298 号

平成 30 年 2 月 1 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市長 林 文・子



横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業に係る
環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見

平成29年10月20日付けで送付された「横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業 環境影響評価方法書」について、環境影響評価法第10条第4項に基づき、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり述べます。

担当 環境創造局政策調整部環境影響評価課

黒澤、荒木、岩本

電話 045-671-2495 FAX 045-663-7831

(別紙)

第1 対象事業

1 事業者の名称等

名 称：国土交通省関東地方整備局

代表者：局長 泊 宏

所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1号

名 称：横浜市

代表者：市長 林 文子

所在地：横浜市中区港町1丁目1番地

2 対象事業の名称

横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業

3 対象事業の目的

横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業（以下「本事業」という。）は、国際コンテナ戦略港湾として、基幹航路をはじめとするコンテナ船の大型化や貨物量の増加に対応するため、大水深・高規格コンテナターミナルと高度な流通加工機能を有するロジスティクス施設を一体的に配置した新たな臨海部物流拠点を形成するものです。

4 対象事業の内容

(1) 対象事業の種類

公有水面の埋立て（環境影響評価法に規定する第一種事業）

(2) 対象埋立事業実施区域及び埋立区域の位置

横浜市中区本牧ふ頭地先海域

(3) 対象埋立事業の規模

埋立区域の面積 約 140 ha

(4) その他の対象埋立事業に関する事項

事項	内容
主な工事	護岸工事、埋立工事
工事期間	概ね20年程度
埋立用材	建設発生土、浚渫土砂等
埋立方法	土運船により埋立用材を埋立地まで運搬した後、直接投入又は揚土船による投入
護岸の構造	波浪及び高潮、土圧、地震等の作用に対して安全性が確保され、内部の埋立用材が流出しない等の機能を有する構造

第2 地域特性

横浜港は東京湾の北西部に位置しており、風向、潮流、水深などの自然条件に恵まれた天然の良港となっており、物流を中心とした港湾関連活動のほか、水上交通や海洋性レクリエーション、環境活動などの多様な水域利用が行われています。

本事業の事業実施区域及びその周囲における水質の健康項目は、いずれの地点でも環境基準値を満足していますが、生活環境項目については一部の地点で環境基準値を満足していない状況にあります。また、一部の地点におけるCOD75%値、全窒素、全リンの表層年平均値は、過年度より環境基準値を満足していない状況が続いています。底層D0年最低値はほとんどの地点で上昇傾向にあります。横浜港内、中の瀬南では変動が大きく、一定の傾向が見られません。なお、平成27年度の底層D0年最低値は、横浜港内の測定点では、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）の別表2^{注）}に掲げる類型が生物3の基準値を、その他の測定点では類型が生物2の基準値又は類型が生物1の基準値を満足する状況にあります。

本事業の事業実施区域及びその周囲では、重要な動植物種が確認されているほか、鶴見川河口、金沢湾及び平潟湾の河口・海岸域は、地域を特徴づける生態系の生息・生育場となっています。

事業実施区域近傍には、眺望地点及び人と自然との触れ合いの活動の場として、横浜港シンボルトワー及び本牧海釣り施設が設けられており、市民に開放されています。

なお、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、鶴見区及び中区とされています。

注) 水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

2 海域

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域

第3 意見

環境影響評価の実施にあたっては、事業内容及び地域特性を考慮し、方法書に記載された事項に加え、次に示す事項に留意してください。

1 全般的事項

- (1) 環境影響評価準備書以降の図書の作成に当たっては、根拠を明確にし、分かりやすく丁寧に説明してください。
- (2) 事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境に配慮した技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討してください。
- (3) 今後の事業の進展においては、市民の意見を十分聴取するとともに、環境に関する本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な事業内容となるよう検討してください。

2 環境影響評価項目

(1) 工事の実施

ア 動物、植物及び生態系

予測・評価すべき環境要素を具体的に特定したうえで、可能なかぎり定量化に努めるとともに、定量化が困難な要素についても、定量化に類する手法を用いるなど、可能な限り明確で分かりやすい予測・評価を検討してください。

(2) 埋立地の存在

ア 水質

埋立地の突端部周辺及び本牧海釣り施設の南側近傍など、調査地点の追加の必要性について検討してください。

イ 動物、植物及び生態系

(ア) 埋立地の突端部周辺及び本牧海釣り施設の南側近傍など、調査地点の追加の必要性について検討してください。

(イ) 予測・評価すべき環境要素を具体的に特定したうえで、可能なかぎり定量化に努めるとともに、定量化が困難な要素についても、定量化に類する手法を用いるなど、可能な限り明確で分かりやすい予測・評価を検討してください。